



学校給食に関する手続きについて（小学校）

千葉市から学校給食を提供するにあたり、必要な手続きについてお知らせします。

■ 入学する時の提出書類

(1) 「学校給食申込書」

学校給食の申込みと給食費の納入等について確認する書類です。お子さんが通う学校へ1人につき1枚を提出してください。

※ この申込書は、千葉市立の学校に在学している間は、書いた内容が変わらないときは、転校をしても有効です。

(2) 口座振替に係る書類（アまたはイのいずれか一つ）

学校給食費等は、口座振替により徴収します。

金融機関の窓口またはインターネットのどちらかの手続きの後、いずれかの書類を学校へ提出してください。

ア 金融機関窓口での手続きの場合（19の指定の金融機関で、現在から手続きができます。）

- 「口座振替依頼書」（4枚複写）に必要な内容を書いて、金融機関の窓口へ提出してください。
- 手続きの後に、4枚目の「千葉市学校食費等口座振替承諾書」（学校控）を提出してください。

イ インターネットでの手続きの場合（6の対象の金融機関で現在から、後から9の金融機関を加えます。）

- 「学校給食費等Web口座振替申込み手続」に書かれている、申込みページから登録してください。
- 登録の後、申込み手続の「Web口座振替手続完了届」に必要な内容を書いて、提出してください。

（1）及び（2）（※アまたはイのいずれか）の書類は、令和6年4月9日（火曜日）までに学校へ提出をお願いします。

※口座振替の手続きを行わない場合は、納付書により、金融機関等（コンビニからはできません）から支払いただきます。また、学校給食費と同時に徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料をご負担のうえお支払いいただきます。振込の手数料がかからず、便利な口座振替による納付にご協力ください。

■ 口座振替日（納付の期限）は年9回です。

学校給食費の口座振替は、年9回、次の表の振替日に行います。振替ができないときは、次の月の15日にもう一度、振替を行います。残高が足りるようにしてください。（25日・15日が土曜日、日曜日、祝日の場合、金融機関の次の営業日）

期別	第1期(4・5月分)	第2期(6月分)	第3期(7月分)	第4期(8・9月分)	第5期(10月分)
口座振替日	6がつ25にち 6月25日	7がつ25にち 7月25日	8がつ25にち 8月25日	10がつ25にち 10月25日	11がつ25にち 11月25日
期別	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2・3月分)	
口座振替日	12がつ25にち 12月25日	1がつ25にち 1月25日	2がつ25にち 2月25日	3がつ25にち 3月25日	

学校給食費の納付する金額の目安です。

学校区分	学年区分	1食あたり (令和6年1月現在)	期毎の目安 (ひと月20回として)	
			1期・9期	2期・8期
小学校	1年生～3年生	270円	10,800円	5,400円
	4年生～6年生	288円	11,520円	5,760円
特別支援学校	小学部1年生～3年生	288円	11,520円	5,760円
	小学部4年生～6年生	298円	11,920円	5,960円
	中学部 / 高等部	349円	13,960円	6,980円
中学校 / 中等教育学校前期課程 / 高等特別支援学校		320円	12,800円	6,400円

※学校・学年・月によって、給食の回数が変わるため、各期に納付する金額は異なります。
 ※口座振替は、給食費のほか、スポーツ振興センター共済掛金、学校徴収金の合計の金額で行います。

学校給食の提供を、止める、再び始める、内容を変えたいとき

給食の提供を、「止める(食べない)」「再び始める」「内容を変える(給食の一部を食べない)」というように変えたいときは、次のとおり、前もって学校へ届け出をする必要があります。変更の届が出されることで、給食費の納付する金額が変わります。

○ 給食の内容を変えたいとき(食べ物によるアレルギーなどにより、牛乳が飲めないなど)

食べ物のアレルギーなどによって、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなる場合は、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 事情があり4日以上続けて給食を食べない場合(病気による入院や海外へ一時帰るときなど)

病気による入院や、一時、千葉市外の学校に通うなどの事情で、給食を続けて4日以上続けて止めたいときは、前もって、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 転校する場合

転校のため給食を止めるときは、前もって「学校給食変更届」を出してください。千葉市立の学校への転校するときは、転入した学校でも給食を始める内容で「学校給食変更届」を出してください。

※「学校給食変更届」の用紙は、学校で配っています。また、次のURLホームページからダウンロードもできます。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索してください。

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsudoku.html>

「学校給食変更届」は、期日に余裕をもって提出してください。入学前・転入前の提出もできます。給食を始める・変える・止めるときは、食材の注文の数量を変えるため、望む日の5日前(土・日等を除く)までに提出してください。届出が遅れた場合は、望む日から変えることができませんのでご注意ください。

■ 生活保護や就学援助の対象の場合、第3子以降学校給食費無償化を受ける場合

生活保護を受けている世帯、または就学援助を受けている場合は、学校給食費の支払いはありません。この他に「第3子以降学校給食費無償化制度」を受けている場合も、学校給食費の支払いはありません。

「就学援助」または「第3子以降学校給食費無償化」に当てはまる方や申し出の方法は、それぞれ「就学援助制度のお知らせ」「千葉市第3子以降学校給食費無償化制度について」をお読みください。

■ 学校の給食費に関わりお配りする文書について

お配りする文書	内容	配る時期
① 学校給食費納入額決定通知書	給食費の1年間と各期の支払い金額をお知らせします。 参考に、スポーツ振興センター共済掛金と学校徴収金の金額もお知らせします。	毎年6月中旬
② 再振替のお知らせ	振替の口座から引落しができなかったときに、再び振替を行うお知らせします。	初回振替日(各期25日)の約10日後
③ 督促状(納付書)	再び振替ができなかったときや、期限までに支払われないときに、納付書による支払いをお知らせします。	納める期限になったときから40日以内

①と②の文書は、封筒に入れ、学校からお子様を通して渡します。夏休みなどの間や卒業した後、また、③の文書は郵便で送ります。

※この他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等を行うことがあります。

児童手当からの徴収に関する同意について

学校の給食費の支払いが、長い間遅れている場合に、児童手当から給食費を徴収することがあります。「学校給食申込書」の「児童手当に係る徴収に関する同意書」の欄に、記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いません。支払っていないものがあるときは、速やかに支払いをお願いします。

■ 私立学校等へ入学を予定する方は・・・

千葉市立小学校や特別支援学校ではなく、他の学校に入学する予定の場合は、手続きは要りません。予定が変わり、千葉市立の学校に入学することになったときは、速やかに手続きを行なってください。

お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
保健体育課(口座振替・学校給食費関係)

電話 043-245-5909

メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

学事課(学校徴収金関係)

電話 043-245-5928

メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp